

2020年9月3日

退職者 各位

なごやかケアリンク株式会社

新型コロナウイルス緊急包括支援事業における介護サービス従事者 に対する慰労金の勤務証明手続きのご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、既にご存知の通り、国の緊急包括支援事業において介護サービス従事者に対する慰労金が支給されることとなり、都道府県毎にホームページ等にて申請手続きが公表されております。

当該慰労金の支給については、現在従事されている介護職員だけではなく、下記の通り、支給条件を満たした職員であれば、退職された方も対象として受給することができます。

したがって、退職者の皆様が当該慰労金を受給することができるように、申請に必要な勤務証明書の発行（都道府県毎の申請書の押印等）を承りますので、ご連絡下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 慰労金支給の条件

各都道府県が指定する始期～6月30日までの間に弊社の介護事業所に延べ10日間以上勤務し、ご利用者に対して介護サービスを提供していた職員

※始期については各都道府県のホームページでご確認ください。

2. 留意事項

○慰労金は、複数の介護会社で従事されていたとしても、必ず1回のみでの支給となります。

○申請については、証明書に記載された施設や事業所が所在する都道府県への申請となります。

都道府県毎に申請締め切り日が異なりますので、必ずご確認くださいませようお願い致します。

3. 勤務証明書発行（申請書の押印）に関する窓口

各都道府県のホームページに掲載の個人申請書を入手のうえ、ご連絡ください。

なごやかケアリンク株式会社 人事総務部 ☎03-5577-2256（代表）

以上